平成２３年（フ）第５４０号
相模原市南区西大沼５丁目９番３－４号
債務者　大橋　敏美（旧姓大方）
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５４１号
神奈川県座間市入谷１丁目387番地の１
ヴェルアージュ座間102号
債務者　佐伯　裕介
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５７３号
新潟市江南区砂岡２丁目２番10号
債務者　山田　　勇
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５７４号
新潟市江南区砂岡２丁目２番10号
債務者　山田　　久
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６７９号
京都府八幡市八幡小松44番地の１－１棟201号
債務者　松村　茂信
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６８０号
京都市右京区嵯峨柳田町６番地１　グリーンヒル嵐山306号
債務者　小林美佐子（旧姓松山）
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６２号
京都府綾部市舘町下舘62番地の３
債務者　志賀　隆之
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第６３号
京都府綾部市舘町下舘62番地の３
債務者　伊藤　繁久
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
京都府綾部市舘町下舘62番地の３
債務者　志賀久美子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
京都府福知山市土師宮町２丁目68番地
債務者　長井　兵衛
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第２７８号
埼玉県羽生市南３丁目11番18号、申立時の住所埼玉県羽生市東３丁目10番５号
債務者　関根　　明
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２５号
北海道檜山郡上ノ国町字大留32番地の１
債務者　岩館　真紀
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２３年（フ）第３９４号
新潟市中央区文京町25番55号404、前住所新潟市西区内野西２丁目17番28号　ビサイド・ミニョン202
債務者　内藤　真一
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５５８号
新潟市江南区横越川根町３丁目５番10号、前住所新潟市江南区いぶき野２丁目７番14号
債務者　細川　享子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５９２号
新潟市北区松浜５丁目13番地69、前住所神奈川県横浜市都筑区北山田３丁目27番３－305号
債務者　山本あけみ
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５９４号
新潟市秋葉区こがね町３番６号　シルフィードムラヤマ101号、前住所新潟県東蒲原郡阿賀町小出2820番地
債務者　伊藤　　準
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６０号
愛知県一宮市島村字更江51番地
債務者　吉永　元勝
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部